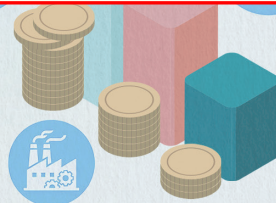


ケースによっては中小企業経営強化税制の適用も視野に



# Q&Aで読み解く 大胆な投資促進税制の概要

令和8年度税制改正では、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から「大胆な投資促進税制」が創設された。すべての業種を対象として、生産等に必要な設備等として、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェアのほか、建物、構築物、建物附属設備についても対象とし、即時償却又は税額控除7%（建物、構築物、建物附属設備は4%）を認めるというもの。同税制を適用するには、令和11年3月31日までの間に投資計画につき令和8年6月5日に公布された改正産業競争力強化法上の確認を受け、確認を受けた日から5年を経過する日までに設備等を取得し、事業の用に供する必要がある。同法の施行は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされているが、この大胆な投資促進税制については、現時点では改正産業競争力強化法の政省令案が公表されておらず、その詳細についてはいまだ明らかでない点も多い（政省令案は近日中にもパブコメを行う予定）。

特集では、本誌の取材等に基づき現時点で明らかになった「大胆な投資促進税制」の概要についてQ&A形式で解説する。

## ▶インセンティブの高い措置内容もハードルの高い要件



**Q** 税制の対象となる投資規模については、大企業は35億円以上、中小企業等は5億円以上となっています。特に中小企業等にとってはかなり厳しいように思いますが、どのような根拠に基づくものですか。



**A** 今回の税制は、大規模かつ高付加価値な国内投資へのインセンティブを付与する観点から、中小企業等は現行の中小企業経営強化税制の建物を対象としているE類型の投資下限を上回る水準として5億円が設定された。例えば、中小企業が工場の新設や増設に際し、建物や機械装置などを一体的に投資するような案件などで活用することが想定されている。また、大企業については、平均的な大企業一社当たりの年間設備投資額である11.2億円のおよそ3倍に相当する金額として35億円が設定された。

投資規模要件だけでなく、投資利益率（ROI）15%以上という要件もかなりハードルが高いものとなっている。全業種が対象ではないが、中小企業等であれば、中小企業経営強化税制の適用も視野に入れるべきといえよう。投資利益率は7%以上、また、建物を除けば、基本的には投資規模要件はなく、即時償却又は10%の税額控除（資本金等の額が3,000万円超の法人は7%）を適用することができる。